

第174回

新宿区都市計画審議会議事録

平成28年7月20日

新宿区都市計画部都市計画課

第174回新宿区都市計画審議会

開催年月日・平成28年7月20日

出席した委員

石川幹子、倉田直道、戸沼幸市、中川義英、星徳行、喜多崇介、加藤仁、小田桐信吉、
小松清路、豊島あつし、川村のりあき、大門さちえ、吉住はるお、かわの達男、湯浅達也、
大崎秀夫、大野二郎、福村隆

欠席した委員

遠藤新、櫻木康雄（代理…木村交通規制係長）

議事日程

日程第一 諮問案件

議案第307号 新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定
について

日程第二 審議案件

議案第308号 新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定
に係る調査、検討するための部会設置について

議案第309号 東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画の変更について（東京都決
定）

議案第310号 東京都市計画公園 第5・7・18号 明治公園の変更について（東京都
決定）

日程第三 報告案件

新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定について

日程第四 その他連絡事項

議事のでんまつ

午後 3時00分開会

○戸沼会長 皆さん、どうもこんにちは。お暑いところ、ありがとうございます。

それでは、ただいまから第174回、新宿区都市計画審議会を開催したいと思います。

本日は都市マスタープランの見直し、それから新宿区まちづくり長期計画の策定について、区長さんが当審議会に諮問されるということで、吉住区長さんがお見えになっております。どうぞよろしく願いいたします。

本日の議席ですが、通常と変わりましたけれども、きょう、皆様お座りいただいている席を席次ということにさせていただきます。

それでは、きょうの出欠について、事務局からお話してください。

○事務局（石井主査） 事務局です。

本日の委員の出欠状況ですが、欠席の御連絡をいただいています委員は、遠藤委員1名です。また、福村委員につきましては、少しおくれるとの御連絡をいただいております。

次に、新宿警察署の櫻木委員ですが、公務のため欠席で、木村交通規制係長に御出席いただいております。

なお、本日、大崎委員及び大野委員より、途中で退席をされるという御連絡をいただいております。

本日の審議会は20人中18名で、定数2分の1に達しておりますので、審議会は成立しております。

また、本日、卓上にマイクを御用意しております。こちらの使い方について御説明させていただきます。

発言ボタンがございますので、こちらを押していただきますと、マイクの先端が光ります。光りましたら、御発言をお願いします。発言後は、再度ボタンを押していただきますと消えますので、その順序でよろしく願いいたします。

以上です。

○戸沼会長 それでは、本日の日程と配付資料、それから傍聴の際の御注意などについて、事務局からお話してください。

○事務局（石井主査） 事務局です。

まず、本日の日程です。議事日程表をごらんください。

日程第一、諮問案件、議案第307号、新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづ

くり長期計画の策定について。日程第二、審議案件、議案第308号、新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定に係る調査、検討するための部会の設置について。議案第309号、東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画の変更について（東京都決定）、議案第310号、東京都市計画公園 第5・7・18号 明治公園の変更について（東京都決定）。日程第三、報告案件、新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定について。日程第四、その他連絡事項です。

次に、本日の資料の御確認です。審議会開催に当たり、事前に資料を送付しておりますが、卓上の資料をお使いください。

1、議事日程表になります。2、新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画について、こちらはバインダークリップどめの資料になります。3、東京都市計画地区計画 神宮外苑地区地区計画 東京都市計画公園 第5・7・18号 明治公園の都市計画変更について（東京都決定）、バインダークリップどめの資料になります。また、机上に現行の都市マスタープランを御用意しております。

過不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

最後に、傍聴の際の注意事項についてです。傍聴人は静粛を旨とし、次の行為を行うことを禁止します。1、言論に対して批評を加えたり、拍手その他の方法により、可否を表明すること。2、騒ぎ立てたり、その他の方法により、会議の進行を妨害すること。3、場内で飲食、談笑及び携帯電話による通話を行うこと。4、みだりに席を離れ立ち歩くこと。5、場内で写真、ビデオ等の撮影及び録音をすること。6、その他秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為を行うこと。また、傍聴人が係員の指示に従わないとき、または会場の秩序を乱したと認めるときは、退出していただく場合がございます。

注意点は以上になります。

本日の日程と配付資料、傍聴の際の注意事項についてです。以上です。

〇戸沼会長 ありがとうございます。きょうは傍聴の方もお見えになっているようでございますけれども、ただいまの係員の説明がありました点、よろしく願いいたします。

それでは、議事を進めたいと思います。本日は諮問案件が1つ、それから審議案件が3つ、報告案件が1つです。日程第三の報告案件は、日程第2の審議案件、議案の308号にかかわるものなので、続けて報告するようにしてください。

また、会議終了は大体5時を目途にしたいと思いますので、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

日程第1

諮問案件

議案307号

新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定について

〇戸沼会長 それでは、議案307号、新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定について、事務局よりお願いします。

〇事務局（都市計画課長） 事務局でございます。

それでは、吉住区長、新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定について、諮問をお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇吉住区長 新宿区都市計画審議会、会長、戸沼幸市様。諮問書、新宿区都市計画審議会条例、第2条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問します。記 新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定について。

よろしくをお願いいたします。

〇戸沼会長 お話を承りましたので、しっかりと対応したいと思います。

〇吉住区長 よろしくをお願いいたします。

〇事務局（都市計画課長） それでは、吉住区長より御挨拶を一言いただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

〇吉住区長 皆様、こんにちは。新宿区長の吉住健一でございます。都市計画審議会の皆様におかれましては、日ごろから新宿区政、とりわけ都市計画行政に対しまして、多大なる御協力、御理解を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいま、新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定について諮問させていただきました。委員の皆様には、活発な御審議をよろしくお願いいたします。

新宿区都市マスタープランは、都市計画法に基づく、都市計画に関する基本的な方針として、平成19年に策定し、おおむね10年が経過しました。この間、日本では東日本大震災を初めとする大規模な地震災害の発生により、区民の皆様の防災への意識は一層高まり、高度防災都市化による、逃げないですむ、安全で安心なまちづくりが求められています。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、世界中からの来街者の増加が見込まれること

から、国際観光都市としての新宿の発展も求められています。このような社会経済情勢やまちの変化を踏まえて、新宿区の将来の都市像の実現に向けた総合的な指針である、新宿区都市マスタープランの見直しを行います。

また、将来の都市像の実現に向け、新宿のまちづくりを戦略的かつ総合的に推進していくため、都市マスタープランに新たにまちづくり戦略プランを加えて、新宿区まちづくり長期計画として策定します。まちづくり戦略プランは、防災とにぎわいに着目した課題別戦略と、先導してまちづくりを推進する地区に着目したエリア戦略で構成し、それぞれの課題を明らかにしながら、課題解決に向けた取り組みを示します。また、この取り組みは、ハードの取り組みのみならず、ハードを支えるソフトの取り組みについても示していきたいと考えています。多様性に富んだ都市機能や都市環境を生かし、持続的に発展する新宿の未来をつくるため、都市マスタープランの性格もあわせ持つ、まちづくり長期計画をロードマップとして、新宿区のまちづくりを進めてまいります。

皆様におかれましては、新宿区の将来を見据えたマスタープランの見直しと、まちづくり長期計画の策定に向けまして、御審議いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○事務局（都市計画課長） 事務局です。ただいま、お席に諮問書の写しをお配りさせていただいております。皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○戸沼会長 ただいまの区長さんからの諮問書が、皆さんのお手元のところに、回っていると思いますので。ともかく、前の都市マスからほぼ10年が経過して、内外が非常に激動している時代でございますので、この状況の変化も踏まえながら、私どもとしても、区長さんの諮問に応えたいと思います。

どうもありがとうございました。

○事務局（都市計画課長） それでは、事務局でございます。

誠に恐れ入りますけれども、吉住区長、所用のため、ここで退席させていただきたいと存じます。誠に申し訳ありません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~

日程第二

審議案件

議案308号

新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定に係る調査、検討のための部会設置について

~~~~~

○戸沼会長 それでは、早速次の議題に入りたいと思います。

日程第2、審議案件、308号、新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定に係る調査、検討のための部会設置について、事務局からお話してください。

○事務局（石井主査） 事務局です。新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定に係る調査、検討するための部会設置について。内容につきましては、まちづくり計画等担当副参事より御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○戸沼会長 どうぞ。

○まちづくり計画等副参事 まちづくり計画等担当副参事でございます。

まず、お手元の資料の議案第308号のクリップどめの資料をごらんいただきたいと思います。A4で3枚の資料でございます。クリップをはずしていただくと、一番後ろのところにカラー刷りで、参考資料という資料がございます。まず、こちらから御説明させていただきたいと思います。

都市マスタープランの見直し及びまちづくり長期計画の策定の流れについて、まず御説明させていただきますと思います。1番、都市マスタープランの見直し及びまちづくり長期計画の策定の流れでございます。まず、平成28年度は、区民の皆様から広く、幅広く意見をお伺いしながら、骨子として見直しの方向性を取りまとめていきたいというふうに考えてございます。その後、次年度は素案を作成しまして、平成29年12月に都市マスタープランの見直しと、まちづくり長期計画の策定を予定しているところでございます。

今年度の進め方でございますが、まず本日、こちらの都市計画審議会へ諮問させていただきまして、その後の調査、検討を経て、まず骨子案を作成していきたいというふうに考えてございます。その骨子案につきましては、パブリックコメント、また地域説明会を行い、また、区民の皆様から広く意見を聞いていきたいというふうに考えてございます。そういったものを踏まえまして、今年度末、2月ごろを予定しておりますが、都市計画審議会からの答申を受け、骨子を取りまとめていくというふうに予定しているところでございます。

中段にスケジュールの表を載せているところでございます。まず、策定に当たりまして、平成27年度、昨年度は一番左上でございますが、都市マスタープランの見直しに関わるアンケート調査を実施したところでございます。その後、こちらは総合計画と連携しながら意見聴取というところで、町会・自治会、また地区協議会の皆様から御意見をいただいております。その

上で、③に書かせていただいておりますが、他分野の既設の審議会や、区民討議会を実施しまして、さらに幅広い意見というところを伺っています。また、インターネットによるアンケート調査というものも実施したところでございます。そういったものも踏まえまして、本日諮問させていただいた上で、骨子案を作成していきたいというふうに考えてございます。

また、本年の12月には、その骨子案への意見聴取ということで、パブリックコメント、地域説明会以外にも、町会・自治会、また地区協議会等の御意見を伺って、骨子を作成していきたいというふうに考えてございます。

また、平成29年度に関しましては、素案を策定していく中で、同様な形で、さまざまな方法を使って、皆様からの御意見を伺っていきたいというふうに考えてございます。大きな流れは以上でございます。

それと、2番で、都市マスタープランとまちづくり長期計画の関係を少し御説明させていただきたいと思っております。まちづくり長期計画は、都市マスタープランの性格をあわせ持つとともに、重点的に推進する取り組みを、新たにまちづくり戦略プランとして示したいというふうに考えてございます。この計画の期間は、平成30年から39年度の10年程度というふうに考えているところでございます。

下に体系図を示させていただいておりますが、新宿区の都市マスタープランは、めざす都市の骨格、また部門別まちづくり方針、地域別まちづくり方針で成り立っております。新宿区の基本計画とあわせて、新宿区の総合計画としているところでございます。都市マスタープランに、新たにまちづくり戦略プランとして、課題別戦略、またエリア戦略を加えまして、まちづくり長期計画というものを策定していきたいというふうに考えているところでございます。

お手数ですが、資料の議案第308号をごらんいただきたいと思っております。策定の流れを踏まえまして、この都市マスタープランの見直しと、まちづくり長期計画の策定に係る調査、検討するための部会の設置について御説明させていただきたいと思っております。

都市計画審議会において調査審議する区長の諮問事項について、調査及び検討を行うため、部会を設置したいと考えてございます。1番、部会の名称といたしましては、「都市マスタープラン等検討部会」。2番、部会の構成としましては、部会における調査及び検討によりまして、こちらの都市計画審議会における調査審議の論点を明確にするため、都市計画分野の専門知識、実務経験等を有する方で組織したいというふうに考えてございます。3番の部会の委員の会長案としまして、もう一枚おめくりいただいて別紙で会長案をお示しさせていただいております。部会長を中川委員、また、石川委員、遠藤委員、倉田委員、戸沼委員で構成してい

きたいというふうに考えているところでございます。

また、1枚目の資料には、先ほど御説明しました都市計画審議会のスケジュールを参考で示させていただきます。今年度、骨子を作成していく中では、部会を5回程度開催し調査検討を行いながら、こちらの都市計画審議会の中で中間報告、また骨子案の審議、パブリックコメントの検討を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○戸沼会長 きょうは都市マスと長期計画の策定にかかわる、もう段取りといいますか、部会の設定及びそのメンバーということの話ですけれども、ただいまの御説明に対して何か質問みたいなことはございますでしょうか。

どうぞ。

○かわの委員 すみません、全体の枠組みや、それらはわかったんですけれども、いわゆる新宿区の総合計画の中の基本計画と、都市マスタープランという柱になるわけだと思えますけれども、それぞれ、何というのか、整合性というのか、関連性というのが当然あると思えますけれども、その辺の調整といったら変ですけれども、この基本計画の流れとこの都市マスタープランとの関連というか、連関というのか、そういうものについては、どこかのところで節目節目みたいな形で、ちょっと突き合わせるようなことというのは考えていらっしゃると思うんですが、その辺はどうなっていますか。

○戸沼会長 どうぞ。

○まちづくり計画等副参事 基本計画のほうは、基本構想審議会のほうで今、審議しているところでございます。そちらのほうで、ある程度の時期になりましたら、都市マスタープランの中間報告をさせていただく予定でございます。また、こちらの都市計画審議会のほうにも、基本構想審議会で議論していることにつきましては、適宜御報告させていただく予定でございます。

○戸沼会長 どうぞ。

○かわの委員 わかりました。そうすると、それは少なくとも28年度の、いわゆる骨子案をつくる、その前後ぐらいも含めて、そういうことが報告をされるという、そういう考えでいいんですか。

○まちづくり計画等副参事 今、委員のおっしゃるとおりでございます。

○かわの委員 わかりました。

○戸沼会長 前回の都市マスについても、きょう御出席の皆さんも随分参加されて議論された

と思いますが、諮問は私どもの、この審議会全体に諮問されておりますが、ただ、効率的に議論を進めるために、部会の設置ということが重要なことだと思いますが、私、会長の原案としては、1つ決めていただきたいのは、別紙にあります検討委員会の委員の名簿で、**中川委員**を部会長にして、学識経験者の委員の方々をお願いしたいと思いますので、この件について御承認いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

ただ、部会の委員の方々には随時、議論したことをフィードバックして、全体で議論を重ねて、皆さんの意見もできるだけ吸い上げながら進めていきたいというふうに思いますので、その点、**中川委員**、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、今の件、**中川部会長**で進めていただくようにお願いします。

どうぞ。

○まちづくり計画等副参事 ただいまいただいた部会に関してでございますけれども、部会の開催等につきましては、別途部会長である**中川委員**と調整の上、開催していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

### 日程第三

#### 報告事項

新宿区都市マスタープランの見直し及び新宿区まちづくり長期計画の策定について

~~~~~

○戸沼会長 それでは、日程の第3の報告事項で、都市マスタープランの見直し及びまちづくり長期計画の策定について、少し説明してください。

どうぞ。

○まちづくり計画等副参事 続きまして、報告案件を御説明したいと思います。お手元の資料に、新宿区都市マスタープランの見直しに関するアンケート調査結果という、表紙がグリーンの冊子がございます。お手元にとっていただければと思います。新宿区の都市マスタープランの見直しに関するアンケート調査の結果をまとめた資料でございます。

表紙をめくると目次で、もう一枚めくると1ページから始まりまして、こちらの調査の目的について、まず御説明させていただきたいと思います。こちらの調査は、都市マスタープランの見直しに当たりまして、基礎資料とするために、区内の居住者、また区内事業者に対して、新宿区のまちづくりへの御意見、御意向を把握することを目的として実施したものでございます。調査対象と調査方法としましては、区内居住者2,000名、また事業者1,000社を対象に実施

したところでございます。調査実施時期は、昨年11月から今年の1月まで実施させていただきました。回収状況につきましては、区内居住者は配布数2,000に対して596件回答いただいたところでございます。また、区内事業者に関しましては、1,000に対しまして227事業者から回答をいただいたものでございます。

ページをおめくりいただきまして、3ページ、左側のページが区内居住者の回答者の属性を示しております。また、右側の4ページには、事業者の属性をお示しさせていただいておりますところでございます。

また、お開きいただきまして、5ページ、6ページに、こちらのアンケート調査の結果要旨を示させていただきました。左側の5ページでございますけれども、区内の居住者からいただいた回答につきまして、まとめさせていただいております。まず、「新宿区に対する考え・印象」でございまして、「定住意欲」、「地域への愛着」というものをお聞きしたところ、定住意欲のある方というところが89.8%ございました。また、「地域コミュニティへの参加」についてのところでございますが、地域のコミュニティ活動に参加意欲がある方ということで46.1%の方がそういった意欲があるという御回答をいただいておりますところでございます。また、「現在の区のイメージ」、「将来あるべき区のイメージ」という設問に対しましては、現在、また将来のイメージに対しても「商業のまち」と、また「ビジネスのまち」という回答をいただいた方が高い割合でございました。

2点目で、こちらのアンケートで少し力を入れて聞いた問いに関して、「まちづくりへの評価」という項目がございます。以前からの改善度について、分野ごとでお聞きしたところでございます。策定以降の、おおよそ10年間の改善度についてお聞きしました。よくなったことに関しましては、「公共交通機関の利便性」というところで、高い評価をいただきました。また、「日常的な飲食・買い物の便利さ」というところでも評価をいただいております。反対に、悪くなったことということに関しましては、「自転車での移動のしやすさ」、また「地域の安全性」という御回答がございました。現状の満足度についても、同様な結果が出ているところでございます。将来的な重要度に関しまして、重要度が高いものというところでございますが、「日常的な飲食・買い物の便利さ」、また「地域の安全性」というところで重要度が高いという御回答をいただきました。

最後に、下段なんですけど、懸念事項でございまして、皆様に関心がある自然災害等につきましては、「最も関心のある自然災害」として「地震」、91.8%、皆様がそういった御回答をいただいたところです。また、「地域の防犯」に関しては、「最も心配な地域の安全」というこ

とでの御回答をいただいているところでございます。一方で、「まちの賑わいの向上に必要な要素」として、「たのしく子育てができる」とか、「高齢者がいきいき過ごせる」という観点の御回答が55%を占めているところでございました。

こういった調査結果の大きな傾向としましては、区内の居住者、また、同様に区内の事業者の回答もおおむね同様な傾向が出ているところでございます。

7ページ以降は、それぞれの設問に対する回答の詳細をグラフで表示しております。また、10ページ、12ページ、14ページに関しましては、先ほどのまちづくりへの評価に関しまして、地域ごとの傾向というものを整理させて、示させていただいております。

ページをおめくりいただいて、20ページ以降は区内事業者の回答結果に関して同様な形でアンケート調査結果をお示しさせていただいております。

また、27ページ以降には、資料としまして、今回の調査で使いましたアンケート調査票をお示しさせていただいております。

以上が、まず都市マスタープランの見直しに関するアンケート調査結果の御説明でございました。

続きまして……

○戸沼会長 続いてやってください。

○まちづくり計画等副参事 今度は新宿区都市マスタープラン実績報告書という、青い表紙の冊子をおとりいただければと思います。

新宿区都市マスタープランの実績報告書でございます。こちらは、おめくりいただきまして1ページになるんですけども、この実績報告書は、現行の都市マスタープランの方針に沿った取り組みの実績、またこの10年間の社会経済情勢の変化をまとめたものでございます。都市マスタープランの策定からおおむね10年が経過し、その間さまざまな社会経済情勢の変化、また都市整備の進捗というものがございました。都市マスタープランの見直しに関しましては、こういったものに対応するために実施していきたいと考えてございます。また、見直しに当たりますとしましては、この冊子である実績報告書を活用するとともに、先ほどのアンケート調査などの、区民意向調査の結果を踏まえて、見直しというものを行っていきたいというふうに考えているところでございます。

おめくりいただきまして、2ページでございまして、この10年間の新宿区をめぐる概況を整理させていただきました。まず1点目が人口の推移と将来の人口推計でございます。新宿区は平成7年以降、人口は増加しているというところでございます。平成42年、2030年ごろまでは

人口が増加すると推計されているところでございます。また、今後も老年人口が増加していく傾向で、少子高齢化の進展というところが予測されているところでございます。また、②番としまして、外国人登録人口の推移を示させていただいております。新宿区は人口と同様に、外国人登録人口の数というものも増加傾向にあるというところでございます。また、③番で地価公示平均価格の推移というものを示させていただきました。

3ページには、この間の主な社会経済情勢の変化というものを示させていただいております。少子高齢化の進展、空き家の増加、都市インフラの老朽化など、これまでの課題に加えまして、この10年間、主にこの大きな3つの状況というものが特筆されるのではないかと考えております。1点目が、地震災害の発生というところでございまして、写真にもありますように、東日本大震災、また、直近では熊本でも地震が起きたという状況でございます。また、2点目として観光の重要性の増加というものを挙げさせていただいております。2020年のオリンピック・パラリンピックが、東京での開催というものが決定しているところでございます。また、3)番として、異常気象の発生というところで、地球温暖化の影響などにより猛暑とか豪雨などに伴う気象災害の発生というものを示させていただいているところでございます。

ページ、おめくりいただきまして4ページ、5ページでございます。こちらはもう少し詳細に、この10年間での主なできごとというものを年表にして整理させていただいております。上段は社会全般のできごと、また下のほうは新宿区でのできごとを示させていただいております。特に赤字で示させていただいるところが、都市マスタープランの見直しに関して大きく関係してきそうだというふうに考えているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、6ページ以降でございます。こちらからが現行の都市マスタープランの方針に沿った主な実績というものを整理させていただいております。こちら、6ページ、7ページにかけては、現行の都市マスタープランの「土地利用の方針」に基づく主な実績というものを整理させていただいております。こちらの土地利用の方針につきましては、現行の都市マスタープランでは、青枠で(1)から(4)の方針を示させていただいているところでございまして、(1)番として「都心居住の推進と良好な住宅市街地の形成」から始まりまして、4つ目の方針、(4)として「都市の貴重なオープンスペースの保全」、この4方針が示されてございます。それぞれの方針につきましては、こういった記載のとおり地区計画の策定や、また市街地再開発事業の推進という実績というものがございました。また、4点目の「都市の貴重なオープンスペースの保全」としましては、玉川上水・内藤新宿分水散歩道の整備といったものもございました。

ページをおめくりいただきまして、8ページ、9ページは「都市交通整備の方針」、現行の都市マスタープランの方針に沿った実績というものを整理させていただいてございます。現行都市交通整備の方針といたしましても、4方針ございます。それぞれ青抜きの字で(1)から(4)で示させていただいている方針が、なっているところなんですけれども、同様に、写真で示すような主な実績というものを整理させていただいてございます。

また、ページをおめくりいただき、今度10ページ、11ページでは、「防災まちづくりの方針」に基づく主な実績というものを示させていただいてございます。こちら、現行都市マスタープラン(1)から(4)の方針を示させていただいているところでございます。(1)番として、「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」というところでございますが、共同建替え、また市街地再開発事業による市街地の不燃化、耐震化の推進、また、区で行っている助成制度などによる、建築物の耐震化の推進という部門がございます。また、11ページでは、「建築物・都市施設等の安全性の向上」という方針に沿った形で、新たな防火規制の指定ということでの不燃化の促進という取り組みもございました。また、記載のとおり幹線道路の無電柱化の実施等との取り組みもあったところでございます。

お開きいただきまして、12ページから13ページでございます。こちらが現行の都市マスタープランの「みどり・公園整備の方針」に基づく主な実績を整理させていただいているところでございます。現行都市マスタープランで4つの方針を示させていただいている中で、まず12ページにもございますように、「みどりの骨格の形成」という方針に沿った形で、おとめ山公園の整備の拡張などの実績というものもございました。また、区民との協働というところでいきますと(4)番、「生活や活動の場にある身近なみどりの充実」というところで、「みんなで考える身近な公園の整備事業」による公園整備、また、公園サポーターによる公園の管理などの推進という取り組みもあったところでございます。

また、ページをお開きいただきまして、14ページから15ページは、「景観まちづくりの方針」に沿った実績を示させていただいているところでございます。こちら、現行都市マスタープラン(1)から(3)の方針を示しているところでございますが、大きなところでは、(1)番の「地域の個性を活かした景観誘導」の方針の中で、平成20年に都心区初の景観行政団体となりまして、平成21年には新宿区の景観まちづくり計画というものを策定しているところでございます。

また、ページをお開きいただきまして、16ページ、17ページは、「住宅・住環境整備の方針」に関する主な施策の実績というものを示させていただいているところでございます。こち

らも現行都市マスタープランは4つの方針を示しているところでございます。主な実績を御紹介いたしますと、(1) 番の「安心して暮らせる住まいづくり」というところで、空き家対策の取り組み、また中高層マンション向けの防災対策マニュアルの策定等の取り組みがございました。また、(3) 番では、「安定した居住を確保できるしくみづくり」というところで、市街地再開発事業に伴う保育所等の設置による、子育て環境の整備等の取り組みというところもあつたところでございます。

続きまして、ページをおめくりいただいて、18ページ、19ページは、「人にやさしいまちづくりの方針」の主な実績というものを示させていただいてございます。こちらも現行で4方針を示しているところなのですが、主な実績としましては、(2) 番の「誰もが自由に行動できる都市空間づくり」というところで、新宿区では平成23年にユニバーサルデザインまちづくりガイドラインを策定いたしまして、それに沿った形での取り組みというものを推進しているところでございます。

また、ページをおめくりいただくと、20ページ以降は現行都市マスタープランで示します「地域別まちづくり方針」、各地域ごとの主な施策の実績というものを示させていただいているところでございます。

20ページでは、四谷地域でございまして、まず大きなところで「都市の骨格に関するまちづくり方針」としましては、四谷駅周辺における拠点の整備、また、そういった取り組みというものがございました。

また、21ページでは、笹塚地域に関する主な施策の実績というものを示させていただいてございます。神楽坂通りの地区計画の策定、また都市基盤としましては、下段にあるところで放射25号線の整備というものが行われてきたところでございます。

ページをおめくりいただいて、22ページは榎地域での主な施策の実績。また、23ページでは若松地域の主な施策の実績を示させていただいているところでございます。

同様に、24ページ、25ページは大久保地域、戸塚地域、また26ページ、27ページは落合第一地域、落合第二地域、28ページ、29ページは柏木地域、新宿駅周辺地域についての主な施策の実績というものを写真とともに示させていただいているところでございます。

こちらの、新宿区の都市マスタープランの実績報告書についての御説明は以上でございます。

そして、最後でございます。最後に、クリップどめで、少し厚い資料がございます。一番表紙に、カラーのA3の資料がとじ込まれています、「区民の意向調査の全体概要について」というところでございます。こちらの左の黒いクリップをはずしていただくと、A3の資料以外

に、A4の資料の束が3部セットになってございます。ちょっと資料の分量が多いものでございますので、こちらのA3のカラーの資料で概要を説明させていただきたいと考えてございます。

先ほど、策定のスケジュールを御説明させていただいている中で、この都市マスタープランの見直しに関しましては、策定前の意見聴取ということで、4つの取り組みというものを実施しました。1点目が、こちらカラーの資料にあるとおり、左側でございます、都市マスタープランの見直しに関するアンケート調査。もう一点が左側の下段でございます、町会・自治会等からの御意見についてというところです。また、右側でございます総合計画の策定に向けたインターネット調査というものを実施しました。また、右側の下段に示させていただきました、総合計画策定に向けての区民討議会というものも実施したところでございます。

それぞれ、概要をこちらの資料で御説明させていただきたいんですが、左側上段部分、都市マスタープランのアンケート調査は先ほど報告書で詳細を説明させていただいたところでございますので、その下の町会・自治会等からの御意見についての御説明をさせていただきます。こちらにつきましては、調査の内容は新たな総合計画の5つの基本政策の方向性に対する課題、また重点的に取り組むべき施策などについて、町会・自治会等の皆様から御意見をいただきました。実施期間は本年の2月から5月にかけて、対象として町会、自治会、地区協議会、また既設の各種審議会の皆様から御意見をいただいたところでございます。回答数としましては、町会・自治会から56件等の多数の御回答をいただいております。主な意見といたしましては、災害に強いまちづくりの課題としまして、細街路など防災上課題がある道路の拡幅・整備をする。また、まちづくりに関しましては、自転車の危険走行への対策、専用走行空間の確保、路上駐輪への対策について御意見が多くございました。

右側のインターネットアンケート調査に関してでございます。こちらの調査内容につきましても、5つの基本政策への満足度・重要度、また、定住意向や転入意向などについてお聞きしたところでございます。実施期間は本年の5月から6月でございます。対象といたしましては、区内在住の18歳以上の男女、また、区外在住の18歳以上の男女の方に関して行いました。こちら、回答数は1,435件いただいております。主な意見でございます。区内在住者の回答で、「今後も区に住み続けたい」という方が約8割ございました。また、その理由としましては、「交通の便が良い」、また「買い物などに便利である」という御意見がございました。区外在住者様からの御回答としましては、「区への転入を考えていない」という方が約5割ございました。理由といたしまして、「家賃や住居の広さなどの住環境が適さない」また、「災害や犯罪が不安」という御意見をいただいたところでございます。

最後に、右側下段でございますが、総合計画策定に向けての区民討議会でございます。こちらは、討議内容として、5つの基本政策、また公共施設などについて、討議を行っていただきました。対象として、無作為で抽出させていただいた区民1,200名の方から、参加希望の60名を選ばせていただいたところでございます。討議方法としましては、60人を3つのグループに分けまして、テーマごとに討議をしていただきました。そういった中で、各班が討議した内容を発表しまして、グループ内でよい意見というものを投票していただいたところございまして、主な意見で、一番投票数が多かったというところで、テーマとして「災害に強いまち～災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりとは～」というテーマの討議につきましては、防災につきまして、新宿ならではの課題、昼と夜の人口の違いがあるという特色の中で、新しい考えがあるのではないかという御意見をいただいたところでございます。また、「快適な都市空間～回遊性と利便性の高いまちづくりとは～」というテーマにつきましては、交通対策について、「自転車ちよい乗り！放置自転車軽減」、また道路整備に関してを進めていくべきだという御意見をいただいたところでございます。

それぞれの区民の皆様の意向調査の詳細な資料は、こちら別添でおつけしているところに表示させていただいているところでございます。

こちらに関する説明は以上にさせていただきます。

○戸沼会長 何か補足ありますか。

どうぞ。

○まちづくり計画等副参事 会長、失礼しました。

最後に、すみません、資料が多くなって恐縮なんですけれども、皆様のお手元の資料の一番下に、今度はピンク色の表紙で、「新宿区都市マスタープランの見直し骨子（事務局案）」というものを本日、配付させていただいているところでございます。こちらは、第1回の都市マスタープランの検討部会の中で、資料としてお示ししていきたいというふうに考えているものがございます。こちらを素材としまして骨子をつくっていきたいというふうに考えているものがございます。

お聞きいただきまして、1ページ目は見直しの考え方、また先ほど説明いたしました見直しの流れや、骨子の取りまとめ方について示させていただいているところでございます。こちらは1回目の専門部会のほうで検討していただくということで、本日参考資料として、委員の皆様には配付させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○戸沼会長 どうもありがとう。

いきなり大部の資料なので、これの細かいことについてちょっと議論できないと思うので、できればこういう方向で議論してほしいとか、こういうところ、ちょっと忘れてるんじゃないかみたいなことが、御指摘がありましたら、この際言っていただいて、部会のほうで1回もんでもらいたいと思いますが。その点で、大所高所からの御意見がございましたら、ひとつお願いします。あるいは御質問で、ここはちょっとどうなっているんだということがあれば、それは聞いていただいてよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○豊島委員 区議会議員の豊島あつしといいます。今、説明ありがとうございました。

調査や、さまざま、これまでのレビューといいますか、都市マスに関する実績の評価等、細かく全部説明していたらもう本当にきょうの時間なくなってしまうので、ポイント、はしょって御説明いただいたと思うんですけども。ごめんなさい、私、これから新しいというか、10年間の計画を策定するに当たって、最後ちらっと説明いただいたこの部会に提出されるこの見直しの骨子案、ここがすごく大事だと思うんですね。さまざま調査や背景等々あるかと思うんですが、最終的にそれらを事務局のほうで目を通し、分析をし、さまざまな角度で検討した結果、この骨子案が出てきたと思うので、もちろん調査や背景等、御説明いただくことも大事だと思うんですけども、それは委員である私もちゃんと読み込んで、事前にいただいたものは見ますし、あるいはきょう配られたものも、各自読み込むべきだとは思うんですけども。なぜこの骨子案に至ったかという、逆算というか、こちらからの、もし調査データ等もエビデンスとして説明するほうが説得力があるのであれば使っていただければいいと思いますし。もう少しこの内容を御説明いただいた上で、少し議論できればなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○戸沼会長 どう進めるかという議論の出発点だということだと思いますね。

今の点、どうですか。

○まちづくり計画等副参事 先ほどの骨子の事務局案で、すみません、2ページ、3ページを開いていただければと思います。こちらが見直しの背景や、見直しに向けた取り組みというところで示させていただいているところがございます、左側に先ほど説明させていただいた社会情勢の変化というところで、大きく3点、地震災害、観光、異常気象といったところを示させていただいております。また、中段では、こちら先ほど御説明させていただいた都市マスタープランの実績というところがございます。また、下段には区民の意向調査といったところ

から見えてきたところでございます。

真ん中の3ページの黄色の抜きで書かせていただいているところが大きな、現時点で我々事務局が考えている見直しの視点、方向性というものを示させていただいてございまして、1点目が、めざす都市の骨格というところで、視点としましては、この、切迫する大規模地震などへの懸念というところ。また国内外からの観光客の増加という視点がございます。そういった中で、方向性として、高度防災都市化と安全安心の強化というものが重要だと考えてございます。また、「賑わい都市・新宿の創造」を推進していくというところが重要ではないかというところを考えているところでございます。また、部門別まちづくり方針でございます。こちら、社会情勢等から見えてくるところで、高齢化、空き家等の問題というところ。また、先ほど申し上げたような社会経済情勢、また実績から来るまちの状況の変化。それと、区民意向調査から見えてくる課題というところがございます。そういったところで防災とか観光、ユニバーサルデザイン、環境の視点というものの強化が必要ではないかと考えているところでございます。

そういった中で、ちょっと矢印で先、書かせていただいているんですけども、現行の各方針の中で、防災とか観光の視点というものを強化していきたいと。また、やはり都市環境という部分が、この10年間の中で大きく変わってきているところでございますので、新たな部門として、環境に配慮したまちづくり方針という、部門別に新たな方針を新設していきたいというふうに考えているところでございます。

同様に、地域別まちづくり方針につきましても、先ほどの実績から見えてくるところ、また区民意向調査から見えてくるところの、まちの状況の変化とか、区民意向を踏まえまして、見直していくというところで今、考えているところでございます。

またこういったもの、あくまでもこちら、事務局案でございます。こういったものをまずは専門部会の中で調査検討していただきまして、反映、いろいろと課題なんかまた、そこで出てくる意見なんかも反映して、また整理した上で、こちらの都市計画審議会の委員の皆様からの御意見というものも適宜いただいて、骨子案を作成していきたいというふうに考えているところでございます。

○戸沼会長 どうぞ、ほかに御意見ありましたら。

私の感じでは、この、前回の都市マスをベースにして、これは骨格的になかなかよくできているよと。それをフォローして、この間、前回たしか**石川委員**が指摘されたと思うんですけども、どれだけこの計画で進んで、これは進んでいない。そういうことをきちんと実証しろと

ということで、きょういっぱい資料つくってもらったと思う。ただ、そういう筋書きと、もう一つ、今だから起こる新しい新宿にかかわってきている課題というのもあると思う。例えば、2020年のオリンピック問題で、それ前後でどう動くか。あるいは、私自身の感じでは、新宿区も外国人居住が非常に多くなって、これからも多文化共生じゃないけれども、一方ではそれ、いいことばかりじゃなくて、テロや何かの問題があちこちで起こって、そういう何か外国人とどう共生するかという話題なんかも、ここやっぱり10年、20年でかなり大きなテーマではないかと思うので。

例えば、今のが一例で、私が思いつくのが例えばそういうことですがけれども、防災と絡んで安全性とか、そういう社会構造にかかわる変革みたいなものが、世界中でどんどん起こっている。そういうことも議論してみたらいいんじゃないかと。それをどう盛り込むかは部会でまた御検討いただくというふうに思いますので。

例えばエネルギーの問題なんかも一回随分、新宿のエネルギー問題、少し考えたらいかがという、たしか発言も前に前回、委員からもいただいていると思いますので、今だから新しい視点でというのもどんどん言っていただいて、それも入れながら部会でもんでいったらいいんじゃないかと思います。

また女性の立場がどうかという議論もあるかと思いますが、これはこれとして、一遍白紙で議論をする、フリーディスカッションのようなことを、例えば部会で出た原案の中で、我々全体としてももんでいくというのもいいんじゃない。結果的に、少しいい、非常に事務局、真面目だから一生懸命やってくれると思って、今までのレビューしてくれたんで、大変助かるとありますが、それを素材にしながら、かつ、もうちょっと、我々の案が、新宿的な案ができればいいんじゃないかと思いますので。

それから、アクションエリアが地域によってかなり出てきているような感じがするんで、実効性があるプランについて、どう対応するかというあたりのことも少し入れたらいいんじゃないかと。例えば、あの駅周辺も動きますし、四谷とかあっちのほうでも、各地区でもアクションがいっぱい起こっていると思いますので、前向きな議論もあると思うんです。一遍、ざっくばらんにブレインストーミングじゃないけれども、そういうこともあつていいんじゃないか。

どうぞ。

○吉住委員 すみません、吉住はるおと申します。

ちょっと先ほどの会長のお話と少し、おっしゃったことと少し違う話になってしまうのかもわからないんですが、今回、アンケート調査、そしてまた町会・自治会等の御意見等の中でも

やはり、そして私も地域に歩いていて、非常によくお伺いするようなお話として、今回のアンケート調査の中にもありますように、将来的な重要度の中にある地域の安全性とか、障害者、高齢者の移動のしやすさ、このことについては、多く御意見をお伺いする機会がございます。

今回、この、何というんでしょうか、骨子案、そして今までのマスタープランの中でも、いろいろ重要なことが多々出ております。今回の実績報告を見ても、緑化の推進だとか、景観等についても、新宿区は積極的に取り組んできておりますが、ここの、例えば人と環境に配慮した道路の整備というようなどころについては、非常に地域の住民の方々、関心が強いというふうに、私感じております。そういうところについては、今回実績報告の中で、例えば三栄通りの無電柱化、私も見させていただきましたが、大変すばらしい道路で、歩きやすくていいなというふうに思いますが、この周辺に住んでいるの方々にとっては、非常によさを享受できる部分もあるんですが、新宿区全体として見たところで、生活道路で、やはりこの段差、何とかならないかなとか、非常に、これがちょっと邪魔で歩きづらいんだよとか、そういうような本当に身近な声を聞くことがございます。ぜひ、今回都市計画の骨子案をつくられる中で、ぜひそういう、何というんでしょうか、全区民が、新宿区に暮らしている皆さんが、要は安心して歩ける道だとか、そういう、ある特定のところだけがよくなるのではなくて、区全体が何か歩きやすい道であったり、安心して過ごせるまちであったりというような視点も重要にさせていただきたいなというふうに思いました。

なかなか難しい問題だと思うんですが、今、既存ある道を改修する際には随時そういうふうにはやっていく、今までも区もやってきていると思いますが、そういうのをより、強力で推進していくような、何かメッセージを出していただけるといいなというふうに、私は思っております。

防災の点につきましては、今の**吉住区長**もかなり強力で、私も防災は重要だというふうに思っておりますが、進めておりますので、あえてちょっと今回は、バリアフリーといいますか、ユニバーサルデザインといいますか、その辺を広く、多くの区民が感じ取れるようなまちづくりというようなものの視点を重要に、取り組んでいただけるとありがたいかなというふうに感じております。

以上です。

〇戸沼会長 いろいろ御注文はあると思いますが、いろいろおっしゃっていただいて、最後というか、後で**中川部会長**がどう取り仕切るか、いろいろ御注文を出していただくといいと思いますので、今のような御意見がありましたら。事務局というよりも、何でも言っていただいて。

どうぞ。

○川村委員 川村です。何というんでしょう、部会のほうで先生方がしかるべく、骨子案の方向をまとめていただけるかなというふうには思っていたんですけども、会長からの話で、そういう、そこで議論していく上でも、意見といいますか、そういったものを出しても、というふうなお話があったんですけども。部会でのそういう議論に反映するには、出てきたものこういう意見が、ということでもあれかと思うんですけども。どのぐらいの時点でそういう、こういうものも議論していただきたいなというものがあれば、出していったらいいんでしょうか。

○戸沼会長 せっかくだから、中川委員の。

○中川委員 部会のほうをどういうふうに設けるかというところもあるんですが、今のところは部会を開いて議論をして、その結果、その次のこの本会、都計審の場に出ていくと。それで、それを受けてまた部会が、ということで常に、部会を何回かやって都計審ということではなくて、できるだけすぐ反映ができるような形で今回は進めていければなというふうには思っております。

○川村委員 わかりました。

○戸沼会長 どうぞ、どうぞ。

○大野委員 会長から先ほどお話ありました環境の、20ページですね。そちらなんですけれども、環境はどこでも当たり前みたいなことになって、報告書にはどこの市でも県でも書いてあるんですね、この程度のものは。今、前々回も申し上げたと思うんですが、地域エネルギー政策というものが都市計画に今まで全くなかったんですね。今後自然エネルギーしかないとするれば、化石燃料は今後使ってはならないということだとすると、太陽熱だったり、自然のエネルギーだったり、風力だったり、そういうものは地域にしかないので、しっかりと都市計画の仕組みの中に入れていかないと、結局形だけのものになってしまうんじゃないか。あるいは国の方針のもとだけに追従するようなことになってしまうんじゃないかというふうに思うんですね。

新宿区は緑化だったり、高度地区をかなり先進的なことをやられているので、地域エネルギー政策的なものを、ちょっと踏み込んで、もう一步踏み込んでいただきたいなというふうに思います。

よろしくをお願いします。

○戸沼会長 この際、いろいろ御注文がございましたら、どうぞお願いします。

どうぞ。

○中川委員 今回のエネルギーのところも、どこまで取り込んでこられるのかというのはあるんですが、これに先立ちましてというか、ことしの3月時点のところ、新宿駅周辺まちづくりの、総合的な計画というのをを出してしまして、その中の施策の7番目か8番目、そこではエネルギーの問題ということで、都市計画的にいいますと、地域冷暖房の問題だとか、その中で太陽光発電の問題であるとか、そこら辺が、駅周辺という、その計画のところにおいては、今、入ってきていますので。そういうものが都市マス全体のところでどう取り扱っていいのかということは今後の一つの検討にもなっていくかなというふうに思っております。

○大野委員 わかりました。ありがとうございます。

○かわの委員 いいですか。

○戸沼会長 どうぞ。じゃ、次に。どうぞ。まだ時間ありますから。

○かわの委員 かわのです。この見直しの骨子案、事務局案ということで出されているわけですが、それこそ部会の皆さんのほうも、何もしなければこれまた検討するのも大変だと思いますから、事務局案はそれなりに参考にされるとは思うんですけども。ただ僕、ちょっとあれだったのは、この、例えば部門別まちづくり方針の見直しなんかにしても、今までのマスタープラン、前回の、それと全く同じ形式というのか、項目で、例えば土地利用から始まって、都市交通整備というふうにならなくて、これの従来のマスタープラン自体は、それは別にだめというわけじゃなくて、これは大変いいものだけでも、やっぱりこの10年の中で随分変わっている。例えば防災にしても、一番変わったのはやっぱり3.11だと思いますので、そういうことを考えると、そもそもこの部門別まちづくりの方針なんかの、この骨子というのか、順番とか項目も、がらっとやっぱり変えるぐらいに、部会のほうで検討してほしいなというふうに思うし、そこで新しいマスタープランは、ああ、そっか、ここがこう、以前よりももうちょっと重要視されるんだなというのが区民にもわかっていくんじゃないかと思うので、そういう面では、せっかくならばいただいた事務局案を十分参考にしながら、ぜひ、しかしこれに、余りこだわらずにというのか、本当に今何が大事かということ、部門別まちづくり方針のところなんかでも、何というのか、そういう大胆にやってほしいなというふうに期待をしていますけれども。

○戸沼会長 ほかに、どうぞ。

どうぞ。

○福村委員 すみません、福村でございます。今回のマスタープランの見直しに当たってのアンケートを見ますと、現在の新宿のイメージと、将来の新宿に対するイメージというところが

ありまして、それを見ていると、現在も将来も、新宿は商業のまちであり、ビジネスのまちであると、この比率が非常に高い。ただ、比率が高いんですけれども、それほどその比率の高さが変わっていないんですよ。一方、観光のまちとか、住宅のまちというのは、現在に対して、将来あるべきという比率が非常に上がっている。これ、住んでいる方、居住者の方だけかと思って見ていましたら、事業者の方もそういうふうに思っていらっしゃる。観光のほうは、おっしゃっていたようにオリンピックの話があって、いろんなところで組み込まれてくるんだと思うんですけれども、将来の住宅としての新宿、住宅のまちとしての新宿がどういうふうにあるべきかというところ、新宿らしい住宅というのがどういうものかということがもう少しイメージが湧くようなものがあればいいなと思っているんです。

なおかつ、新宿というのは非常に多彩なまちで、高層の集合住宅が似合うようなまちもあれば、落合のほうに非常に、個別のきちとした住宅が整っているところもあると思うんです。ただ、一般的にいうと、やっぱり新宿のまちというのは、利便性を求めて来る若い方々が入ってきやすいまちで、そこはやっぱり回転数が多くなる。そうすると、やっぱりワンルームマンションとか、黙っていれば多くなる。ですから新宿らしい住宅というのが難しいかもしれませんが、例えば新宿西口らしい住宅ですとか、落合らしい住宅とか、もしくは笹塚地区らしい住宅街、こういうふうなものがどういうふうなものなのかということが、少し青写真でもう少し見えてくると、住んでいる人間もそのまちづくりに参加しやすいと。業者さんもそれに沿って開発とかいろいろしやすいんじゃないかなというふうに思います。個人的意見です。

○戸沼会長 ほかにどうぞ。御注文なり、ございましたらどうぞ。

どうぞ。

○豊島委員 先ほど、すみません、会長がおっしゃられたこと、よくわかりました。要するに、きょう、まずフリーにディスカッションするという意味で、余りこの骨子案ありきみたいになっちゃうと、議論が閉じていっちゃうということですよ。よく意図は理解しました。

ただ、この骨子案の中の、先ほど事務局が御説明いただいた3ページよりもそれから後のページに、それをさらにブレイクダウンした見直しの視点、方向性、各章というか、方針ごとにさらにブレイクダウンしたもの、ありますよね。きょうちょっと、この場で私見たんですけれども、だーっと目を通した限りでは、非常に、何というんですか、アンケート調査や、あるいは町会、地区協からいただいている声、あるいは私自身が感ずることなんかを、上手にきれいにピックアップして抜き出しているなというのはすごく感ずるんですね。なので、ぜひこのブレイクダウンしたところを、新しいマスタープランのほうに反映というのはもちろんしていた

だきたいんですけども。

先ほど、ごめんなさい、きょうはもう自由に発言ということで、章立てを見直すぐらいというお話ありましたけれども、私はそもそもこれは、要するにマスタープランの下に、戦略プランというのが今回できるわけですね。戦略プランと合わせてまちづくり長期計画というくくりになると思うので、この事務局がまとめてくれた見直しの方向性の中でも、やっぱりこのウエートというか、重みづけはあると思うんですね。あるいはその調査の結果を見ても、地域ごとに大分というか、ある程度ばらつきも、先ほど委員もおっしゃられていましたけれども、やっぱり地域ごとの違いもあるので、そういうところをこの戦略プランとして課題別戦略、あるいはエリア別戦略ということで、しっかり重みづけをしていくということがあれば、大きく、何というんですか、章立てからもう思い切り変えるという、要するに、変化や変化に対応していくこと、優先度ということをちゃんと明確にすべきという意図であると思うので、私はもうそこは全く同感なんですけれども、そういったところはこの戦略プランでしっかりとまとめていただければいいんじゃないかなとは思っています。

○戸沼会長 ありがとうございます。

ほかにどうぞ。大門委員、いかがですか。女性の立場というのがどう反映するか。もしお考えがあったら言ってください。

○大門委員 すみません、ちょっと突然当てられてしまいまして、ちょっと考えがまだまとまっていないんですけども。

○戸沼会長 いいです、いいです。感想で結構です。せっかくですから。

○大門委員 いえ、ちょっと、考えますので、先に進めてください。

○戸沼会長 そうですか。それじゃ、ほかの方、もしあれば。大体20分ぐらいまでのこの議論ということなので、ほかにおられたらどうぞ。

○星委員 見直しの視点について、誰もが心配なのは、ここキンセツする間に大地震が東京に来るだろう、必ず来ると言われている中で、どういうふうに対処して、もうそろそろ具体的に、区民が命を全うできるような対策を、このマスタープランの中で対策を練っていくのか、あるいはほかの機関でそこら辺を練られるのか。そこら辺の視点では、こここのところそういう視点を中心に置いておくのかということであれば、私も50年間新宿に住んでいるわけなんですけれども、いよいよ、今までかつてない大地震が切迫してくるとなると、これに対する対応策を、命を守るという観点から、対策をこれに受け入れていくというのは、新たな、すごいものじゃないかなと思うんですね。そこら辺をここで受け入れてくださるのか、この視点をまともに受

けてやるのか、あるいはほかのところでそういう大地震が来た場合の対策というのは、別の部門でおやりになるのか、それは明確にちょっとお聞きしたいなという点。

それはまた10年前には考えられなかった、今、観光都市、海外から800万人ぐらいの人が、今や2,000万人以上来るといような、時代が変わった。これに対してこの新宿がどう対応するのかと。新たな視点の2つは、まさにこの御指摘のとおりだと思うんですね。これはどのような、新宿が国際都市として受け入れるのかと、こういう新たな視点を、明確なマスタープランをここに描いて、ぜひ出していただければというふうに思うんですが。

まず最初のそういう視点から関東大震災にまさるとも劣らないものがやがて来るだろうという、私、どういうふうに対応していく、これもこのマスタープランの中に描いていただけるということに期待してよろしいのでしょうか。

○戸沼会長 この防災、災害問題というのは、今度の今、都知事選でも中心的なテーマになっていて、新宿だけじゃなくて東京の巨大市街地で、本当に下町もいっぱいありますから、そこに対する東京都としての、非常に大きな視点と具体的な施策がやっぱり必要だと思うんですね。それと連動して、やっぱり新宿もやるという視点はやっぱり必要だと思いますね。

防災、皆さんの共通したテーマになっていますので、そこはまた大いに工夫していただくということにしたらいかがでしょうかね。

ほかにどうぞ。御注文……

どうぞ、**石川委員**。部会で……

○石川委員 今、防災のことがありましたので、私は部会の委員として参加するわけですがけれども、神戸と阪神淡路と、それから東日本大震災と……

○戸沼会長 東日本だね。

○石川委員 両方もうやっておりますので、この新宿の今回の見直しについては、もう本当に安全など、そこを全力を挙げてやりたいというふうに思っておりますので、ここで申し添えさせていただきますと思います。

○戸沼会長 阪神もそうだし、東日本の今度の宮城県の地震でも、先進的に、もう集中してやっておられて、一定の業績というか、非常に大きな成果、上げておられるので、大いに意見を入れていただけたらいいと思います。

倉田委員、せっかくだから何か。

○倉田委員 私もう本当に、防災というのは非常に大事な視点だろうというふうに思っていますけれども。

一方で、先ほど住宅の話が出ましたけれども、もう一つ、住宅というくくりではなくて、暮らしという意味で、やはり今、時代はいかに豊かな暮らしといいますか、いわゆる暮らしの質を上げていくかということ、視点も非常に大事になってきていると。そういう意味で、例えば今、世界でもいろんな都市を見ていると、同時多発的にいろんな都市で、都市に対する取り組みが起きてきている。それも非常に新しい取り組みが生まれているということもあるので、新宿を含め東京というのもやはり世界都市の一つなわけですから、そういった動きも少し見ながら、やはり新宿が積極的にそういう動きを先取りしていくというようなまちづくりになればいいなというふうなことは感じております。

○戸沼会長 ほかにどうぞ。**大門委員**、何かしゃべりますか。子育て問題。やっぱり女性の、委員の中でも、女性が少ないというのは私どもの一つの問題だと思うので。せっかく女性ということで出ておいでというわけでもないんでしょうけれども、何か御意見がございましたら。

○大門委員 すみません、女性ということではないんですけれども、最近空き家問題とかをよく聞きますので、それはこのあれではどの程度対策していただけるのかなと。

○戸沼会長 逆にこの程度やってくれと注文つけたらいかがですか。

○大門委員 そうですね。実際、新宿区においてそういった空き家というのはどの程度あるのか。あと、空き家といっても、新宿区は最近マンションが多いですよ。以前、私が住んでいた神楽坂のマンションって利便性がすごくいいところですので、郊外のおうちを売って老夫婦が、新宿区は病院とか多いので便利なので、そこに越してきて暮らすという方が結構多かったんですね。もちろん、いずれ相続問題とかになるんですけれども、相続人がはっきりしていらっしゃる方がいいんですけれども、そうじゃない方もいるので、そういったあれとか、マンションの今後の管理とか……

○戸沼会長 結構大きな問題ですね。相続とか、そういうものを含めた住問題、それも議論の中に入れていったらいいんじゃないでしょうか。

何かありますか、事務局で。

○まちづくり計画等副参事 今年度、空き家の実態調査というものをしていますので、素案をつくる中でそういった調査の結果を踏まえて、そういったものを盛り込んでいければというふうに考えています。

○戸沼会長 この際、御発言のない方がおられて、もしよければ、大体時間ですので、部会で大いにもんでいただくと。私どもはみんなで注文をつけるという筋書きで行きたいと思いますので、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○中川委員 ぜひ、いろいろな御意見いただければというふうに思っています。

それで、地震の問題といますか、防災上の問題というの、区のほうでは安全確保計画ということもやられていると思うんですが、いわゆる来街者であるとか、それから外国人が多い方と、それから住民、区民の方が多いところのその対策というの、それをどういうふうに考えていくのかということも一つはあると思います。

それから、もう一つは、これは部会の中でもいろいろと議論していただきたいなと思っておりますのは、かなりハード的などといいますか、話があるんですが、どの話にしても、先ほど倉田委員のほうからも暮らしという話がありましたけれども、人と人のつながりといいますか、生活ということに限らないんですが、人と人がつながる施設であるとか、それは商業ということもありますし、それぞれの地域における空間というのもつながる。要は少し、人といいますか、区民といいますか、来街者も含めて、それがもう少し見えるような形といいますか、少しソフト的な要素も入ってくるような形で、この都市マスタープランというものがつくり上げられていけばいいのかなと。お向かいのところでもいろいろと各先生方から御意見をいただきながら進めていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○戸沼会長 じゃ、どうぞよろしく願いします。

~~~~~

日程第二

審議案件

議案309号

東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画の変更について（東京都決定）

議案310号

東京都市計画公園 第5・7・18号 明治公園の変更について（東京都決定）

~~~~~

○戸沼会長 じゃ、次の議事に入りたいと思います。

日程の第二の審議案件、309号ですか。東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画の変更について、これは東京都決定です。それから議案の310号、東京都市計画公園 第5・7・18号 明治公園の変更について、これも東京都の決定でございます。関連計画ですので、両議案あわせて事務局より話してください。

○事務局（石井主査） 事務局です。東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画の変更につ

いて（東京都決定）及び、東京都市計画公園 第5・7・18号 明治公園の変更について（東京都決定）についてです。両議案とも、決定につきましては東京都になりますが、東京都からの意見照会がございますので、区の意見を提出するに当たりまして、当審議会で御審議いただくものです。

本日御審議いただく内容の議案第309号、東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画の変更について（東京都決定）につきましては、前回の審議会で御報告させていただいたものになります。また、議案第310号、東京都市計画公園 第5・7・18号 明治公園の変更について（東京都決定）につきましては、今回初めて御報告するものになります。関連する計画でありますので、両議案あわせて、景観・まちづくり課長より御説明いたします。

よろしく願いいたします。

○景観・まちづくり課長 会長、景観・まちづくり課長です。よろしく申し上げます。

それでは、議案309号、310号あわせて説明をさせていただきます。

○戸沼会長 これ使うんですか。

○景観・まちづくり課長 使わずに、資料で説明をさせていただきます。

今回、309号ということで、東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画の変更について、また310号ということで、東京都市計画公園 第5・7・18号 明治公園の変更についての説明になります。都市計画の図書としましては、お手元にありますA4の、左上をとじてございます資料が2つございます。厚いほうが地区計画、薄いほうが明治公園の図書となっております。本日の審議会の説明におきましては、こちらの図書をわかりやすくしたA3の概要がございます。参考資料として、A3の左上をとじたものがございます。こちらのほうで説明をさせていただきますと思います。よろしく申し上げます。

1枚おめくりください。神宮外苑地区の現況でございます。位置と面積等につきまして、ここに記載のとおりとなっております。またその下、地区計画の概要でございます。真ん中にあります位置図につきましては、既に平成25年6月に都市計画決定をしているもので、現在、もう既に地区計画として定められているものでございます。区域の中を見ますと、A地区とB地区ということで分かれてございまして、A地区の中にA-1からA-4まで分類をされているものが現在かかわっているものでございます。

また、下の図をごらんください。地区計画の変更案の概要になります。今回変更になりますのは、上の地区計画の、全体が緑の一点鎖線になっていますが、変更部分になりますのは、赤く色で塗られた部分になってございます。こちらの赤い部分が、A地区のうち、A-3地区、

A-4地区、A-5地区ということで、新しく区域設定をしているものでございます。

右側をごらんください。変更案の概要になります。土地利用の方針から、公共施設等の整備の方針、また土地利用に関する基本方針を載せてございます。変更及び追加箇所につきましては、赤い下線で引かれている部分となっております。大きな変更としましては、先ほど御説明しましたA地区のうち、A-5地区が新たに加わってございますので、こちらの部分につきましては全て下線が引かれているというものでございます。内容につきましては、ここに記載のとおりでございます。

1枚おめくりください。2ページになります。地区整備計画の策定及び変更でございます。上にありますのが既決定の部分で、先ほどの赤い部分を拡大したものでございます。既決定の部分では、A地区のうち、A-3地区とA-4地区、真ん中は地区整備計画がかかっていない白い部分となっております。下の図をごらんください。変更案になってございます。上の区域のうち、A-3地区の区域を変更し、A-4地区が北のほうに伸びているのがわかるかと思えます。また白く、地区整備計画がかかっていなかった部分が、A-5地区として新たに区域が入ってございます。

右側をごらんください。地区施設の配置及び規模でございます。こちらも先ほどと同じように、変更箇所につきましては赤い下線を引いてございます。具体的な内容につきましては、その下の図をごらんいただきたいと思えます。真ん中が既決定になっています。広場3号、歩道状空地6号、歩道状空地5号、歩行者通路が定めております。下が今回の変更案になりまして、広場3号、緑道4号、歩道状空地5号、広場4号、緑道3号、広場5号、また区画道路と歩行者通路、歩道状空地6号ということで、多くの地区施設が加わっているということがおわかりいただけるかと思えます。それぞれの寸法等につきましては、上のほうにございます幅員、延長等をごらんいただければと思えます。

3ページをごらんください。建築物等に関する事項でございます。具体的に地区計画で定める地区の、地区計画の制限の内容でございます。A-3地区とA-4地区につきましては、先ほど説明しましたように、区域の面積が若干変わってございます。また、A-4地区の容積率の最高限度のほうは10分の60から10分の45に変更となっております。今回、大きく変わりますのは、追加されましたA-5地区となっております。建物の用途の制限ですとか、容積率の制限等の規定を新たに加えてございます。変更箇所につきましては同じように、赤い下線が引かれた部分となっております。

右側をごらんください。建築物等に関する制限の事項のうち、壁面の位置の制限をあらわし

でございます。赤い点線で書かれた部分が壁面の位置の制限になっておりまして、上が既決定のもの。下を見ていただきますと、新たに加わったA-5地区含めて、壁面の位置の制限が全てかかっているということでございます。また、壁面の位置の制限の内容につきましては、右側の立面図、断面図を見ていただければと思います。

続きまして、4ページになります。建物の概要になってございます。左側から開発整備の方針として5つ掲げてございます。「魅力あるスポーツクラスターの形成」、「広場等のオープンスペースの拡充」、「既存施設の更新と賑わい・交流機能の導入」、4番目「誰もが利用しやすく安全・快適な歩行者空間の整備」、5番目「緑豊かな環境整備」となっております。それに合わせまして、その下、空地の整備の方針、また整備のイメージ図が左下のほうにございます。

真ん中をごらんください。A-4地区に係る建物の概要となっております。現在、A-4地区では25年に既に決定している地区計画に基づきまして、日本青年館・JSC本部棟が既に建設中でございます。表でいきますと、右側に「建設中」と書かれた部分が日本青年館・JSC本部棟になってございます。今回新しくできますのは、その左側の日本体育協会・JOC新会館でございます。建物の規模、階数としましては地上14階、地下1階、高さ約60メートルでございます。整備のスケジュールとしましては、平成29年夏ごろに着工し、31年春ごろに竣工する予定でございます。

イメージパースをごらんください。奥のほうに見えますのが、既に建設中の日本青年館・JSC本部棟でございます。また、手前側にありますのが、日本体育協会・JOC新会館となっております。

一番右の表をごらんください。A-5地区の建物でございます。「外苑ハウス」ということで、現在もありますマンションの建てかえになります。規模につきましては、建物の高さ、階数が地上22階、地下2階、高さ約80メートルとなっております。スケジュールとしまして、平成29年春ごろに着工、32年春ごろに竣工予定でございます。下にイメージパースを載せてございます。

次のページ、5ページをごらんください。ここから都市計画の明治公園の変更の、このページは説明になります。図がございまして、黒い太線で囲われた区域が、既に現在決まっている都市計画公園の区域でございます。今回変更いたしますのは、この図のうち、赤い線で囲われた部分が、右側に拡大図がございまして、拡大図を見ていただくと、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、黄色く塗られている部分、細く塗られている部分が、今回の変更に伴いまして、

公園として削除される区域の部分です。減る区域になります。また、ピンクで囲われている部分、この部分が今回の変更に伴いまして、追加になる部分です。ですので、今回多少減って、ふえてで、トータルの面積としましてはほぼ変わらない、若干ふえるぐらいの変更となっております。

明治公園の変更につきましては以上になりまして、最後、6ページ目をごらんください。スケジュールになります。既に、青い薄い字で書かれているのは、既にもう終わっている、手続として終わっている部分になります。本日は赤い実線で囲われた都市計画審議会になります。本日の都市計画審議会後、東京都に意見のほうの回答を行いまして、東京都の都市計画審議会が9月2日に行われる予定だというふうに聞いてございます。その後、都市計画の変更の決定、告示を行う予定でございます。

議案309号、310号の説明は以上になります。甚だ簡単ではございますが、よろしくお願いたします。

○戸沼会長 石川委員、どうぞ。

○石川委員 時計を見ますと、あと20分ぐらいしかないので、要領よく御質問と要望をしたいと思います。

それで、先ほど来、新宿区の都市マスタープランの御説明があったんですが、2007年でございますので、この神宮外苑の話というのは、ほとんど入っていないんです。景観計画の中にも入っていないし。ですから、先ほど**かわの委員**、皆さんからやはり、もうちょっとちゃんと、もうちょっとといたしますか、見直さなければいけないんじゃないのかというのは、その一つ、これです。オリンピック、決まったと。ほとんど反映されていない。

例えば、将来の都市構造図、ありますけれども、国立競技場、もう外苑はずれていますので。こんな大事なものがはずれているんです。ですから、状況の変化で、もう構造図自体をきちんと、その状況の変化を見て見直さなければいけないという、そういう状況ですので、私のこの議案309、310に対する意見というのが、東京都がというのではなくて、まさに新宿区の非常に大事な問題だということでお聞きいただきたいと思います。

まず、議案第310号、明治公園の変更でございます。これについては、もちろん東京都決定でございますが、非常にこれは、この前も非常に不思議な提案だということで御質問いたしましたので、やはり新宿区としてもわかる範囲でお答えいただき、わからないものに関しては東京都にぜひ、都計審で疑問が出たので説明していただきたいというふうに対応していただきたいと思います。恐縮ですが、A3の参考資料の5ページ目をごらんください。こちらに都市計画

明治公園の変更案の概要ということで、図面が出ております。今回は下のほうの、細かな出入りですけれども、これは私は、これに関しましては御質問いたしません。

むしろ、それよりももっと大事な、この都市計画公園、58.5ヘクタール、「変更なし」と書いてございます。これはこの58.5ヘクタールのこの黒い実線で囲まれたものは、ザハ案に基づいて決定されたものでございます。ザハ案が白紙撤回になりまして、変更されまして、今は去年の11月にJ S Cが隈研吾さんの案に基づいて、粛々と作業しているわけです。そこで、非常に大きな違いというのは、都市計画公園が面積が変更されていないという、ございますが、平成27年11月、去年の11月に、現在の明治公園が2.6ヘクタール廃止されております。要するに、新国立を建設するためには、明治公園を廃止しないと建物が建たないわけです。

したがって、実質的には2.6ヘクタール廃止されているにもかかわらず、面積が変更していない理由というのは、この資料の外苑西通り、東京体育館と国立競技場の間に歩道橋があります。それから、現在の霞ヶ丘アパートとの間に歩道橋があります。この歩道橋と、それから新国立競技場の屋根に木を植えて、つまり屋上緑化をすることによって、それを公園とみなすと、それで2.6ヘクタールの廃止分というものを帳消しにしているわけです。地面に公園がなくなる場合に、屋上に緑化をしてそれを公園面積に追加するというのは、少なくとも私が東京都の公園審議会、10年やりましたけれども、今まで前例がないんです。今回初めてのことでございます。非常に大きな変化になると思います。

私が今、何を申し上げているかといいますと、この東京体育館と新国立競技場の間、つまり外苑西通りのかなり、100メートルに及ぶ歩道橋は、警察のほうから危険なので許可がおりませんでした。したがって、現行のJ S Cの案では、長さはもう50メートル以下になっております。もう既にそういうことで設計が動いております。つまり、この案と、現行の案では、既に区域が違っている。そのような重大な変化というのが、なにゆえ今回の都市計画公園の変更反映されていないのかと。これ、非常に大きな疑問ですので、これはこの前も実はこの場でお伺いしたのですが、新宿区がわかる範囲で教えていただきたいということと、わからない場合には、東京都に現行、このように動いていない、警察からの許可が出ていない。それにもかかわらず、なにゆえ都市計画公園の案を変更しないのか。この点についてまずお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○戸沼会長 どうぞ。

○事務局（都市計画課長） この件に関しましては、前回もお聞きしておりますので、私のほ

うで東京都のほうに確認した次第でございます。そうすると、やはり都市計画的には、道路上の公園も設置可能というようなことございまして、そして技術的にもできると。そして現在、関係機関と調整中だというようなことを聞いているところでございまして、そういうふうに本日も回答するというところでございます。

○石川委員 いや、すみません。もちろん道路の上に歩道橋でできますよね。しかし、これが余りにも長大であるということと、それから既にJ S Cが発表して、公表されている案が、この都市計画の線になっていないというのは、これは事実ですので、それに対するお答えとしては、全く何も説明していないお答えだと思われないのでしょうか。

○事務局（都市計画課長） 東京都にお聞きしたところ、このようなことを聞いたものですから、この場でお答えしているところでございますけれども、東京都のほうとしましても、都立の明治公園を設立していくというようなことを考えていると聞いておりますので、そのところを道路上でどのようにつくっていくのかと。そして道路以外のところで、どのようにつくっていくのかというようなことを今、考えていると聞いておりますので、引き続きこのことについては、東京都のほうにもまた聞いてみたいと、そういうふうに思っています。

○石川委員 ごめんなさい、簡単に話します。道路上に公園をつくるとかつくらないとか、そういう技術的な問題ではなくて、要するに都市公園の面積が58.5ヘクタールということで、変わらないという案件なのに、現実にはもうできない部分、減っているわけです。それがそういう形で動いているのになぜ、面積の変更というものが、こちらの下のほうの微妙な境界の違いに関して、これだけ詳細な説明で案件が出ている、新たに議案が出ているにもかかわらず、今、大きく動いているところの面積の変更が、今回その変更案として組み入れられていないのか。非常に不自然だと思うんですよね。片方では詳細に出して、片方は完全に無視しているという。これは大きな矛盾だと思うので、私はそこを伺っているんです。面積は極めて大事です。都市計画の根幹にかかわります。技術の問題ではありません。

○戸沼会長 きょうの議案で出ているこの地区整備計画の策定の変更に関する議論と、今、石川委員の言っている大きな議論との、すり合わせみたいなことが必要だという。

○石川委員 それは、ですから前回のここの審議会で同じ質問いたしまして、東京都に対して調べていただくということになって、それで今、課長さんから……

○戸沼会長 その今の答えがそういうことで……

○石川委員 で、それが整合が、いや、今のお答えでは何も御回答いただいていないというのが私の、いや、皆さんもそうだと思います。納得なさる方はいないと。

○戸沼会長 まあ……どうぞ。

○大崎委員 石川委員には、大変いつも敬意を表して、もうすばらしい人だと思っているんですが、この件について、国立競技場の問題は、人工地盤ができる話を、前々、前だったかな、そういう話が、議論しまして、たしか都市計画の中で話し合っただけで決定しているはずだと思うんですよ。間違ったら先生、ごめんなさいね。そういうことでちょっと今、私、質問というより、そういうようなことだと思って、今質問したわけです。

石川委員にはもう本当に、間違っていたら、もう一言申しわけないと思っているんですけども、その件については、前にこの審議がもう終わっているわけだと思うんですけども。

○戸沼会長 私が承知している範囲では、前のコンペ案、ザハ案ですか、あのときに、非常にオーバーだったので、それを縮小して行って、かなり小さくした案で、隈さんたちの案ができたということの、そのときに、じゃ、どういうふうになるかという説明、私どもとしては承知していないけれども、それは現行の面積や何かが減るという感じではなくておさまるといふふうに説明を受けたような気がするんですけども、そこは違うんですかね。

○石川委員 いや、私はその話をきょう、しているわけではありません。単純に都市計画公園の変更に関する案件ですので、面積に関してお話をしているだけで、人工地盤どうのこうのという、本当はありますけれども、その話は私は今回、今の発言で全くしておりませんので。誤解がないようにお願いいたします。

○戸沼会長 逆に言えば、きょうのこの案件で、既決の案から変更案になったという、この案件自身については何か矛盾があるんですか。

○石川委員 私はそれに関しては、きょうは御質問はいたしません。

○戸沼会長 だからこの案件については、一つずついけば、これについては問題ないということですか。

○石川委員 いえ、それはこれから皆さんから御意見が出てくるものだと思いますので、私はその前提として、詳細な面積の変更と、それから実際に既に面積が変更して動いているものに対して、なにゆえその変更の案件が出てこないのかと。同じ案件なのに、片方が非常に詳細で、片方が完全がないという、そこに対して、どのようなことなのかということをお聞きしたいということでお願いしました。ですから、人工地盤上の云々という話は私、一切しておりません。

○戸沼会長 きょうの、私もそんなに情報あるわけじゃありませんが、この2ページと3ページに書かれた、今、新宿区の原案について賛否を問うという懸案なので、その全体の面積が少な

くなった、多くなったかという情報については私どもは何も持っているわけじゃないので、これ自身について議決することについて、何か疑義があるというのですか。

○石川委員 それでは、私は今の御説明ではちょっとわからないので、要するにそういう、疑問が出たということを再度東京都に言っていただきたいということでございます。

○戸沼会長 ああ、そうですか。

○石川委員 それからもう一つ、309号に関しては、新宿区の都市計画審議会の委員として要望がございます。

この案件の、参考資料の1ページ、土地利用に関する基本方針ということで、1ページの右側のほうにA地区からA-3、A-4、A-5まで、変更及び追加箇所というものが書いてございます。このA地区の記載の中に、新宿区はこれまで玉川上水の面影をしのぶ水路とか、渋谷川等のせせらぎの回復に関して鋭意努力をしましてまいりましたし、今回の白紙撤回の案でも、清流を取り戻すということが、方針としてきちんと取り入れられております。

したがって、A地区の記述の中に、それが全く含まれていないので、要望として、A地区全体、既存のスポーツ施設云々、「新たなスポーツへのニーズに対応した施設の整備を図るとともに、神宮外苑の緑豊かな」、緑のことだけ書いてありますので、ぜひそこに「渋谷川の清流を再生し」とか、あるいは「水辺の環境を再生し」とか、そういう一言を入れて、土地利用に関する基本方針というものを追加していただきたいという。これはですから、この案に対する要望事項でございますので、それを今、御意見として申し上げたいと思います。その1行を追加していただきたい。

○戸沼会長 ほかに御意見ありましたらどうぞ。

どうぞ。

○川村委員 川村です。309号に関して、この間の関連した御報告いただいておりました。その中で、説明会の問題、どうだったかというふうなことですとか、質疑をさせていただいたところでは、

それでは、309号に関しましては、もともと今建設中の日本青年館・JSC本部棟と、こういうところでも80メートルまで建てられるよということで進んできたというところは、もともと風致地区というところで高さが制限されてきたところで、どうなのかという、こういうことはありますけれども、さらに今回、日本体育協会・JOC新会館、あと外苑ハウスというところで、やはり80メートルまで建てられるという緩和をする中であるということは、その経緯含めまして、非常に、何というんでしょう、私としては理解できない部分があるということで、

これに関連するというので、議案第310につきましても、これ関連するものですので、私としてはちょっと納得できないなということで、意見を申し上げたいと思います。

○戸沼会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○倉田委員 今の**川村委員**の御意見ともちょっと関係するかもしれませんが、前回もちょっと申し上げましたけれども、実はこれ、ちょっと少し、そもそもの話になってしまうかもしれませんが、いろいろな新国立競技場をめぐるいろんな議論がございました。その際に、やはり私の周辺でも、本当に都市計画が機能しているのかと。ただ、都市計画はザハ案に合わせていて、いわゆる規制を緩和するための道具に使っただけじゃないかというような厳しい意見も出ているわけですね。

そういう中で、今回の地区計画の、都市計画の変更についてですけれども、今回その変更の内容としては、細かいところはいろいろありますけれども、いわゆるA-5地区というのがここに追加されているということがあるかと思えます。ここの街区についてのいろんな事情はあるというのは、何となく推測できるんですけども、それをあえて今回この神宮外苑地区のこの地区計画の中で、そこを組み込んで変更するということがどのくらい説明されているかというところが、ちょっと気になるところでして。

それは今回の地区計画の目標でも、そこにはどちらかという、やはりここの地区の特性からいって、大規模スポーツ施設の集積している地区であるとかで、いわゆる緑豊かな公園であるとかということはどうなっているんですけども、必ずしも住宅市街地とか、住宅という機能についてはほとんど触れられていない。この中にそういう土地利用の要素が含まれているということは、余り前提になっていないという中で、今回この外苑ハウスのある街区がその中に組み込まれているというのは、何かこう、やはり、これもやはり進んでいる開発事業の、いわゆる都市計画的に追認にしているという感じでしか見えないところが、やはり都市計画が機能していないんじゃないかという御指摘を受ける部分になるんじゃないかなということをちょっと私は気にしています。

もし本当に、この外苑ハウスの市街地が、ある程度そういう都市計画的な変更を必要とするのであれば、必ずしも今回の外苑地区の中でそれを取り込んで、その中で一緒に規制緩和をしてしまうというようなやり方じゃないほうがよいんじゃないかなということをちょっと感じているということです。

○戸沼会長 ということは、このA-5地区を範囲に加えるのは問題があるということですか。

○倉田委員 ですから、非常になかなか説明、今のこの中では、計画の中ではなかなか説明できていないんじゃないかなという気がするんですね。

○戸沼会長 だから、どういう説明をすればいいという考えですか。今のやっている都のやり方はおかしいよということですか。

○倉田委員 そうですね。まあ、ある意味ではそうだと思います。ここにもし、本当にそういう都市計画的な変更が必要であれば……

○戸沼会長 逆に住居地みたいなものだったらいいという。

○倉田委員 もうちょっと、その区域の設定も違うんじゃないかなと思うんですね。何か今回、この一連の外苑地区の中で、これもついでにもう緩和しちゃおうと、いわゆる変更してしまおうというようにちょっと見えちゃうところが、やはり気になる場所です。

○戸沼会長 逆にこの区域にはずれちゃうとどういうことになるんですかね。この都市計画に入らないと、これは白地地域として残すということですか。

まあこれ、東京都の決定ですので。

○倉田委員 そうです、そうです。それがなかなかあの……

○戸沼会長 その辺の情報は私どもは何もないから……

○倉田委員 都市計画的に、なかなか説明がつきにくいんじゃないかなという。少なくとも見ていると、何か背景が読み取れてしまうような変更の仕方だなというのがちょっと気になるということですか。

○戸沼会長 どうぞ。

○景観・まちづくり課長 今、委員御指摘のとおり、確かに方針等見ましても「住宅」という言葉がないとかという御指摘はごもっともかなと思いますが。もともと、この地区計画を定めるときに、確かに白地地域ではあるんですが、地区計画の区域という意味では外苑ハウスがもともと25年の決定のときに入ってございまして、地区整備計画がかかっていなかった。つまり、外苑ハウスの計画等何もない中でただ白く入っただけですので、区域としては一応入ってございました。

○倉田委員 入っていた。整備計画はかかっていなかった。

○景観・まちづくり課長 かかっていなかった。今回、建てかえ等に伴いまして、A3の資料でいきますと2ページ、2ページの下の方の、右の下の方の地区施設の配置と規模等がございまして。東京都としましても今回、外苑ハウスの建てかえに伴いまして、外苑ハウス側から、例えば広場4号ですとか広場5号、またそれに続く緑道等の整備を行うことで、地区計画として

この地域に貢献するという提案書が出されて、東京都としては地区整備計画にふさわしいという判断を今回したことによって、地区整備計画の区域に加えたという流れで、今時点に来てい
るという経緯でございますので、そういった面でちょっと御理解いただければなと思います。

○戸沼会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○かわの委員 かわのです。この件については、とりわけこの2ページにかかわるA-3地区とA-4地区、それからA-5地区、今のお話もありましたけれども、そこでなぜ既決定のA-3地区の一部をA-4地区に編入といいますか、変えるのかということについて、前回のときも質問をしたんですけども。私はその後、現地をちょっと見てきました。そしたら、ここでいう、今度変更のある、右の図面でいうと、この広場3号というところだと思いますけれども、そこには看板が立ってまして、ちゃんと「明治公園」というふうになっているんですね。だから明治公園は、もともと飛び地で、そこも、ここでいう、今いる広場3号といいますか、今度A-3からA-4地区に変更になるような扇形のこの土地というのは、もともと明治公園というふうになっていたんですね。これ、写真撮ってきたのであれですけども。

そうしてみると、A-3地区は基本的に公園という形でやろうとなっているわけで、そうしてみると改めて、この前も言いましたけれども、なぜA-3地区の右側のほうの部分、いわゆる広場3号に相当する地区を、なぜA-4地区に編入といいますか、変更しなければいけないのか。それはどうも、ページ4の新しく日本体育協会の建物を建てるために、要は面積がそこに必要になってくるからということ、じゃないかなというふうに思われるわけですね。それは、先ほどからもちょっと議論あったように、要はそういう建物なり、あるいはそのために都市計画の計画を変更するというのは、これはやっぱり本末転倒ではないかなというふうに思いますし、そういう面では、もともとA-3地区の右部分の広場3号というのは、先ほども言ったように明治公園なわけですから、そういう面ではこの2ページの左のA-4地区をこういうふうに広げるということについてのこの変更案には賛成できません、私は。これは問題があるというふうに、質問というのか、もう質問はこの前しましたから、意見として申し上げておきましてけれども、もともと明治公園だったということについては、それは区側もちゃんと承知していますよね。

○戸沼会長 どうぞ。

○事務局（都市計画課長） 今、御指摘のあったその場所は、都立明治公園として開設されているところでございます。それは存じております。

○かわの委員 したがって、それを改めてこのA-4地区に変更するというのは、それはやっぱり、ちょっと問題があるというのか、それ以上にこれは認められないことではないかなというふうに、私は見解として申し上げておきます。

以上です。

○事務局（都市計画課長） 今の場所に関しましては、公園としては開設しているところでございますけれども、今後広場として位置づけていくというようなことで、以前決定しております、そして今回も広場3号として、面積的にも200平方メートル程度広くして決定しようというようなことを考えておるものでございます。

そして、これに関しまして、その理由なんですけれども、これに関しましてはこの、この広場3号のこの場所、これがちょうど国立競技場とか、神宮球場とか、その他の施設のちょうど結節点の位置にいるというようなことでございまして、歩行者ネットワークの連結とか、あるいはバリアフリー動線の確保とか、そういう意味のことを充実させまして、来街者の安全性を向上させるというようなことの観点から、公園というよりも、広場として整備していく。つまり、都市計画上の地区施設として整備していくというほうが趣旨に合っているというようなことで、広場にするというふうに東京都のほうから聞いているところでございます。

○かわの委員 会長、すみません。じゃ、もう一言。

○戸沼会長 どうぞ。

○かわの委員 いや、それはもう、全く詭弁ですね。本来、明治公園というのがそういう、例えば何かあったときの避難だったり、あるいはいろんなことのためにこれだけのものが必要だということをつくられるはずで、したがってこの公園部分がさらにA-3地区として広く確保されたほうが、今の防災だとか、あるいは何かあったときのそういうことも含めて考えたときには、そちらのほうの方がより合致しているというふうに思いますし、今の説明では全く、改めてまたさらに納得できません。

○戸沼会長 どうぞ。

○石川委員 追加でございます。たまたまといいますか、東京都公報で平成27年11月27日付で、先ほど明治公園、廃止区域と変更区域という、こういう図面がございまして。今、**かわの委員**がおっしゃられたこの扇形のところは廃止されておられません。ですから明治公園のままです。ほかの地域は、廃止されているところは黒塗りでございますが、東京都体育館があるところと、この扇形の地区、これは昨年11月の広報の時点でも廃止されておられませんので、法律上は明治公園でございまして。

ですからどのような関係がこれと、廃止されていないにもかかわらず、地区計画でこのように定めるといふことに関しては、私ちょっと、これ以上よくわかりませんが、これが事実です。何でしたらコピーをおとりになって御確認いただければと思います。

○戸沼会長 どうぞ。

○中川委員 この広場3号を、これがA-3地区、それからA-4地区を広げていった、今、かわの委員がおっしゃったところなんです、この広場3号の意味づけであるとか位置づけが、要は既決定のもの、それから今回変えるもの、それ以前の話は別として、どう変わってきたのか。要はA-3地区が伸びていた広場3号というのと、A-4地区として入れていった広場3号、これ性格が絶対変わっているはずなんですね。変わっていなければ、ある意味ではA-3地区、そのまま残しておけばいいんだけど、それがなぜA-4地区に入っていった広場になったのか。その性格が、その位置づけであるとかそのことに伴う建物側に対しての話だとか、それが明確になっていない状態かなって。それが明確にならないと、なかなかこれでいきますというところの話に関しては、これでいいということじゃなくて、そういう質問を都のほうに出していかないとわからないといいますかね。そういう気が、僕なんかはしているんですけども。広場3号の意味づけ。

○戸沼会長 ほかに何か御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○福村委員 今のA-3の地区以外の話でもいいですか。

○戸沼会長 はい。

○福村委員 違う話でもいいですか。

○戸沼会長 この議案に関して？

○福村委員 この議案に関してです。いいですか。

○戸沼会長 はい。

○福村委員 すみません、この議案に関してですけれども、前回この議案を報告いただいたときに、情報がやっぱり限られていますねと、もっといろんなことを都のほうに確認して教えてくださいということで締めくくられたと思うんです。具体的にはザハさんの案が変わったのに、何でA-1、A地区のところが今回の地区計画の変更に入っていないのかと。今、変える必要がないのか、将来的にずっと変える必要がないのかとかですね。また今、議論があったように、A-3地区が切られたことによって、明治公園に対してどういう影響があるのかと。またA-5地区がどうして入ってきたのか、その経緯についてと、いろいろ具体例を出しながら、都に確

認してくださいというふうな話で終わったかと思うんですけれども。その後いろんな情報がアップデートされている方々もいると思いますけれども、私は残念ながらよくわかっていないもので、どのような話を都のほうに確認いただいて、どのようなことがわかっているのかについて、一回ちょっと教えていただければと思うんですけれども。

○戸沼会長 どうぞ。

○景観・まちづくり課長 すみません、今の御質問に対してちょっと適切にわかりやすく説明できるかどうか、ちょっとあれなんですけれども。

確かに、おっしゃるようにA-4地区が今回A-5地区で伸びたという関しましては、新しい建物の計画が出てきたことで区域がふえたというのは、これは委員の御指摘のとおりでございます。ただ、前提となっています公園の区域なんですけれども、A3の資料の2ページの左側、これ違う意味での図になるんですが、左側の下のほうの変更案を見ていただきたいんですけれども。もともと、明治公園として区域に入っていましたのは、この変更案のA-4地区というのがございますね、縦に長い地区。もともと平成25年より前は、そこが公園の区域、ほぼほぼ、これと同じ公園区域になっていたものを、25年のときに変えて、今でいうA-4地区があるような面積を全部はずしてA-3地区のほうに実は変えているというのが、25年の変更になってございます。都市計画公園のお話です。

その結果、5ページを見ていただきたいんですけれども、5ページの黒い太い実線で示されたのが都市計画公園の区域、これ25年の変更によってこういう区域になっていますが、これの赤い線で囲われた部分を見ていただくと、今現在のこもれび広場、「明治公園」という看板が出ている部分になりますが、この部分は25年の都市計画公園の変更によってはずされているんですね。都市計画公園区域としてははずされてございます。これが現状でございます。ただ、現状は明治公園として、まだ公園としては明治公園のままですが、将来的には公園区域、都市計画公園区域はずしています。また新しい建物の計画がございまして、公園としては廃園をする予定だというふうに東京都のほうから聞いてございます。

ただ同等の、公園と同等の広場としてきちんと地区計画で担保して、皆さんの交流ができるような空間は確保しますよというのが地区計画になりますので、話を戻しますと、都市計画公園の区域としては25年の変更に伴って、従前と従後で大きく面積は変わりません。さらに、こもれび広場については、都市公園としては廃止する予定ですが、地区計画として事業者がきちんと広場を整備するので、そういう意味で合わせると、広場空間としては広がるんですよというのが、先ほどの説明の補足になります。

すみません、わかりづらかったかもしれません。申しわけありません。

○戸沼会長 今の説明だと、都市計画公園としては面積が、むしろ広がるという説明ですか。それが都の説明だと。

○景観・まちづくり課長 はい。

○中川委員 所有者でも何でもいいんですが、いわゆる公園から広場が変わるということは、公物管理からはずれるわけですよ。公園は公物管理ということで法律の中でその管理が決まりますけれども、広場は公のもの、公物という形にはならない。そういう意味で性格はもう、前回のところで、ある意味では変えたのかもしれない。さらに今回、A-4地区というところに入ることに伴って、A-4地区の事業主といますか、その土地、借地なのかどうなのかということも全部含めてなんですけれども、そのことによって一体、公物としての管理はされませんから、公園とは全然性格は違ってくるといって、その部分、そこら辺をはっきりしないと、なかなか判断ができない。それが非常に曖昧に、何か緑の空間としてできるからいいじゃないのって、そういう話をしているわけではなくて、ちゃんとしたその仕切りがはっきり見えれば判断はできると。見た目では同じような緑なんだけれども、ただ公物管理からははずれる話にもなっている。ですから、公園のときからすると、行く行くは面積削除、範囲削除になる、公のものということからするとですね。その点が曖昧かなというところです。

○景観・まちづくり課長 委員御指摘のとおり、そういう意味では確かに公ではなくなりますので、そういう管理の面で比較すると、確かに公とはならないと思います。

ただ、すみません、御説明しました趣旨としましては、都市計画公園の比較という意味で、従前従後との比較面積としては変わらないということと、開設する面積としても変わらないんだということを、ちょっと申し上げられればなと思っただけなので、すみません。

○戸沼会長 ほかにどうぞ。御意見ありますか。

○石川委員 すみません、もう本当に簡単に。変わらないということに関しては、先ほど私、ちゃんと疑問を呈しましたので。それは立体公園制度で変わらなくしているということも含めて。

それから、これは調べていただきたいんですが、公報ではこの扇形のところはまだ明治公園になっています。ですから、都市計画決定ではずしたとしても、公報では廃止していないわけですから。東京都の中で、これが片方は明治公園のままなのに、都市計画のその変更というものとどういうふうに関係しているのか。それは非常に疑問ですので、問い合わせさせていただきたいと思います。

公報というのはもう非常に大事ですから、動かしがたい事実でございますので。矛盾しておりますので。

○戸沼会長 どうぞ。

○景観・まちづくり課長 先ほど言いましたように、明治公園、公園としての廃園は将来的にするんだというところまでは東京都から聞いているんですけども、都市計画公園との兼ね合い、今、委員御指摘の点につきましては、東京都のほうに確認をしたいと思います。

○戸沼会長 ほかに御意見のない方、おっしゃっていない方で何かございますか。

これは東京都の都市計画はいつ。9月ですか。

○景観・まちづくり課長 6ページをごらんいただければと思います。9月2日を予定してございます。

○戸沼会長 これ、私どもとしては、それまでは都市計画審議会、ありますか。都計審。

○事務局（石井主査） 事務局です。9月2日までの間には区の都市計画審議会、今のところ予定はございません。

○戸沼会長 きょう決めなきゃいけないということですけども、これはあれですかね。付帯意見をつけて何か疑問点も幾つかあるようなので、ひとまずこの案件については、まあ賛成というわけかどうか知りませんが、ひとまず認めるということにして、付帯意見をつけるという形でいかがでしょうか。

何か御意見がありましたらどうでしょうか。

○吉住委員 すみません、学識の先生方のお話をお伺いしていて、私はもちろん、一区議会委員ございまして、区民目線といいますか、区民の視点でしか判断がしづらい部分がございます。

先ほど先生から公物管理という、要は御指摘もございました。しかし、じゃ、公物管理からはずれるから、区民にとってどのような不便が生じるのかというところが、今一つわかりづらかったかなというふうには思っております。

このオリンピックに関連することについてはいろいろ、党内といいますか、私の所属している党などでも議論するところがございますが、先ほど課長からの御報告の中でも、来街者の安全確保、それとか、行き交う人々が大勢いるわけですから、そういう意味でそういう広場が広く確保されるということについては大変ありがたいことだなというふうに感じているところがございます。

私、明治公園は、私、消防団に所属しておりまして、よくよく利用する公園であったんです

が、やはり少し、階段というか、何というんでしょうか、そんなに自由に行き交うような空間という形ではなくて、やはりある程度囲まれた空間でありますので、先ほどの課長の説明のような、来街者の方々が自由に、少し逃げられる空間として、という機能としては、少し薄かったのではないかなというふうには感じております。

今回、この地区計画を行うことによって、そういう自由に行き交う空間が広がるということについては、望ましいことなのではないかなというふうに、私は個人的には感じております。

○戸沼会長 ほかにいかがでしょうか。大分時間が過ぎ……

どうぞ。

○福村委員 公園が公物管理じゃなくなるということは、結局将来的に、その所有者さんがその土地をどういうふうにするかわからなくなる、ものが変わる可能性があるということは確かにあるんだろうと思います。

また、いろんな質問の中で、例えばA-1地区、A-2地区が入らなかった理由はどうだったのかということについては、まだ私もわからない状況で。もしも可能でしたら、9月の前にもう一回都市計画審議会を開ければ、それは皆さんの納得はつくんだと思うんですけども。

○戸沼会長 それは、この日程だけというのはちょっと無理だと。きょうは今までの日程の中で解決していきたいと思います。

ほかにどうぞ。

私の案は、オリンピックの問題があって、それでこのエリアが少しいろんな形で動いて、全体の情報は私どもは必ずしも全部承知しているわけじゃありませんけれども、平成25年に決定したいろんな案をベースにしながら進めているという形で、何か付帯意見をつけて、今までの御議論を入れて、もう少し情報が欲しいとかどうだという、そういうことも含めて、ひとまず、何というかこの案を、まあひとまず認めるということで、付帯意見をつけるという案で採決したいと思います。それでいかがでしょうか。

○中川委員 基本的には付帯意見でいいと思うんですが、この明治神宮外苑のところの問題もありますし、それからオリンピック・パラリンピック迎える。それからもう一つは、秩父宮ラグビー場の問題等も今後出てくる。それは、秩父宮ラグビー場はたしか港区。それからすぐ渋谷区という。それで渋谷区のところでもいろいろな動きがあるやに聞いているんですが、都市計画決定をする案件に関して、要はそれぞれの区での議論というのが非常に重要になってきたりするので、東京都のほうも、できるだけ早くといいますか、十分に区の都計審で審議できるように、今後の案件についても出してもらいたいという意見もぜひつけていただければと。

秩父宮、それから野球場のところがあるとき、ぽんと、こう出てくる。それからその周辺のところ、公園区域としては変わらないのかもしれませんが、人の動線の問題であるとか、そこら辺が結構変わってくるというところもあるので、ちょうど区境、まさに区境のところ、ほかのところの区の動きがわからないというようなこともあるので、十分審議ができるような時間で意見照会をしてもらいたいということは申し出ていただければありがたいというふうに思っています。

○戸沼会長 今の中川委員の御意見で、いろいろ注文というか、どうするかちょっとわからない部分があるので、手探りで部分的なものだけが出てきてもちょっと判断しにくいということだと思うので、その趣旨も付帯意見につけて、ひとまずこれを認めるという形でよろしいですか。

○かわの委員 かつては都市計画審議会でも賛否をとったり、そういうこともありましたから、どういう形にされるかというのは、これはもう会長さんにお任せしますが、少なくとも、例えば反対意見があったということを、そこをやっぱりきちっと、私はその中に入れていただきたい。そのことだけ申し上げておきます。

○戸沼会長 その反対意見の趣旨、その他については記述をするという形でよろしいですか。

○石川委員 すみません、新宿区の都市計画審議会としては、前回きちんと、たくさん議論して、東京都に教えていただきたいというふうに投げかけておりますので、やはり、時間をかけていないわけじゃなくて、投げかけているんですから、やはりそれは十分時間をとっていただきたいというよりは、私どもは審議をして、疑問を出して、お返事をしていただきたい。やっぱり誠意を持って返事をしていただきたいということだと思います。

先ほどの、事前にというのではなくて。

○戸沼会長 中川委員の意見でいいんですか。

○石川委員 いえいえ、中川委員の意見ですが、今回の件に関しては、この新宿区の都市計画審議会が地元の、要するに区として誠意を持って対応して、質問を投げかけていますから。それに対して、誠意を持って答えていただけていないので、もう5時半になるのに、まだわからないわけですよ。ですから、事前に説明をしていただきたいという問題ではなくて、要するに地元の当事者の都計審が誠意を持って、要するに疑問を投げかけているんですから、それに対してきちんと答えていただきたいということぐらいは言うべきだと思います。

○戸沼会長 それは付帯意見としてじゃなくて、賛否としてですか。

○石川委員 私は基本的には賛成はしたくありませんが、付帯意見ということであれば、明確

に。要するに答えてほしいと、誠意を持ってということです。

○戸沼会長 付帯意見について答えを求めるとのことですね。

○石川委員 付帯意見、いえ、ですから、新宿区の都市計画審議会で疑問を出して質問したことに関して東京都は誠意を持って答えるべきだということを、付帯意見として明確に提示していただきたい。

○戸沼会長 事務局と相談をして、しかるべき形にしたいと思いますが、
どうぞ。

○小田桐委員 小田桐と申します。309、310ですか。これは、東京都にて決定するわけですよね、いろんな疑問ありましたけれども。

○戸沼会長 はい。これで9月に決定するという。

○小田桐委員 東京都が決定して、まあ、いろいろな問題は、疑問点はあるようですけども、いろいろ質問することは構わないけれども、せっかくこうやって集まってやっているの、会長のおっしゃる、今のいろいろな注文は別として、ここで決議はとったほうがいいと思います。要するに、東京都決定されるんだから、承認されたほうがよろしいと僕は思います。まあ、時間的なこととか、いろいろ、スケジュール的なことで。

○戸沼会長 付帯意見をつけるということで、ひとまずこの案を認めるというふうに、私としては決めたいと思いますが、それでよろしいですか。

○小田桐委員 そう思っています。

○川村委員 会としてはそういう取りまとめになるかと思いますが、先ほど私、発言した趣旨で、私は賛成できないということは申し上げたいと思います。

○戸沼会長 かなり疑問があるようですので、それも付帯意見をつけて都に返すということでもよろしいですか。

大分時間が。これからもオリンピックの問題で幾つか出てくるんじゃないかと思しますので、そのことも頭に入れて、こういう案件、東京都から出てくる案件について対応していきたいと思えます。

それじゃ、そういうことで決めさせていただきます。

遅くなりました。ちょっと議論が白熱しましたので、大事な案件。

じゃ、事務局から次の、何か議題。

○小田桐委員 この件に関して、挙手とらないんですか。

○戸沼会長 とりますか。

○小田桐委員 とったほうがいいんじゃないですか。

○戸沼会長 それじゃ、今、私、会長案で賛成の方は挙手をお願いします。

ありがとうございました。反対の方は。

じゃ、賛成多数ということで決めさせていただきます。

○川村委員 何対何ですか。ちょっとわからなかったんですけども。何対何ですか。

○戸沼会長 いや……よろしいですか。

○小田桐委員 いや、数、数えたほうがいいんじゃないですか。

○戸沼会長 数、数えますか。それじゃ、賛成の方は改めて挙手願います。

[賛成11名挙手]

それじゃ、反対の方、お願いします。

[反対2名挙手]

ありがとうございました。

~~~~~

#### 日程第四

その他連絡事項

~~~~~

○戸沼会長 それじゃ、次の議題に。何か事務局、お願いします。

付帯意見についてはまた、別途相談をするということにしましょう。

○事務局（石井主査） それでは、日程第四のその他の連絡事項に移りたいと思います。

前回の第173回の都市計画審議会の議事録でございますが、星委員のほうに署名をお願いしたいと思います。

○星委員 いつのあれですか。

○事務局（石井主査） 前回の都市計画審議会の議事録になります。

その他の事項になりますが、本日の議事録でございますが、次回の審議会で議事録の署名をいただきまして、個人情報に当たる部分を除きまして、ホームページのほうに公開してまいります。よろしく願いいたします。

最後になりますが、次回の開催予定でございます。次回の開催予定につきましては、9月6日火曜日の午後3時から、区役所の本庁舎6階の第3委員会室を予定しております。詳細等が決まりましたら、改めて通知でお知らせしますので、よろしく願いいたします。

それでは会長……

○中川委員 すみません、日程だけ。ちょっと聞き忘れてしまいましたので。

○事務局（石井主査） 9月6日の火曜日になります。の、午後3時から、本庁舎6階の第3委員会室になります。

○戸沼会長 それじゃ、きょうは。ほかにありますか。

なければ、これで閉会ということで。

どうもありがとうございました。

午後 5時31分閉会